

岩手県告示第425号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成22年4月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
医療法人みやま会盛岡観山荘病院	盛岡市高松四丁目20番40号	病院・診療所	平成22年3月1日
クラフト薬局北上花園店	北上市花園町三丁目1番6号	薬局	平成22年4月1日
さくら薬局北上村崎野店	北上市村崎野17地割170番地2	薬局	〃